

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4QGW12500220		4RQ01AK0004 0001					
品名 または 件名							
大久保(6)公務員宿舎G棟給湯設備取替							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
大久保宿舎				大久保駐屯地業務隊			
搬入場所				納期または工期			
川添技官(内線:507)				令和6年9月30日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年5月22日(水)9時30分 第397会計隊契約班

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

(ア) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」D等級以上(近畿地区)の資格を有する者

(イ) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(オ) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(カ) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(キ) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)

(ク) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調整に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(ケ) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(コ) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 入札の無効

- (ア) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (イ) 入札に関する条項に違反した入札
- (ウ) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(5) 契約書の作成

落札金額が、50万円を超えた場合は契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。また、適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

(6) 押印の省略について

契約書以外の書類への押印省略は可能とする。契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者(代表者)の氏名及び担当者の氏名と連絡先の3項目を記入すること。記載された連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、担当者の氏名及び連絡先の記入は不要とする。

(7) その他

- (ア) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第397会計隊契約班窓口において配布する。
令和6年5月8日(水)～令和6年5月21日(火) (土曜日曜祝日を除く0830～1630)
- (イ) 落札の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とし、なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (ウ) 郵便による入札については、入札日前日の17時00分必着分までを有効とします。また、必ず便着の確認をすること。なお、入札金額が同額による場合は、該当入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (エ) 電報・電話等による入札は認めません。
- (オ) 入札に参加する者は、入札資料受け取りまでに資格決定通知書の写しを提出して下さい。(メール又はFAX)
- (カ) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (キ) 市場価格調査は、令和6年5月20日(月)11時00分までにご協力をお願いします。(メール又はFAX)
- (ク) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (ケ) 入札及び契約事項に関するお問い合わせ先

〒611-0031 京都府宇治市広野町風呂垣外1の1

陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 契約班 担当：藤田(内線365)

TEL 0774-44-0001

FAX 0774-44-0001 (FAX機は別棟にあるため送信後連絡すること)

(仕様書等に関する事項)

大久保駐屯地業務隊管理科 担当：川添(内線507)

本公告は、陸上自衛隊大久保駐屯地 第397会計隊 メールアドレス：ma397fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊今津駐屯地 第397会計隊今津派遣隊

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊

陸上自衛隊中部方面会計隊HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

大久保（6）公務員宿舍G棟給湯設備取替

大久保駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 件 名：大久保（6）大久保宿舍G棟給湯設備取替
- 2 場 所：京都府宇治市伊勢田町南山21番地（大久保宿舍）
- 3 期 間：契約締結日 ～ 令和6年9月30日
- 4 概 要：陸上自衛隊大久保駐屯地が管理する大久保宿舍G棟（RC-5）のガスふる給湯器取替を実施するもの。

区分	作業項目	単位	数量	型番	対象室	備考
	リンナイガスふる給湯器取替	台	37	RUF-V1615SAFPD(D)	3、34、40号	官給品使用
	浴室・台所リモコン	セット	37	MBC-155V(A)	を除く全戸(37戸)	
	給排気筒アダプター	個	39	FFA-120×80	3号を除く全戸 (39戸)	うち9個官給品使用

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書、図面及び公共建築工事標準仕様書の定めるところに従い実施するものとし、作業実施において、図面及び仕様書に明記無き事項でも作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うものとする。
- (2) 作業中、施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業するものとし、万が一損傷させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において賠償するものとする。
- (3) 作業実施に際し、関係各法規・条例等を厳守し、火災及び各種事故発生に十分注意するものとし、請負者は作業員全員に対し安全管理を徹底させるものとする。また、作業現場は風紀・衛生・盗難予防について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- (4) 電気及び水道が必要な場合については、発電機を使用する等、請負者側で用意すること。
- (5) 作業実施に際し、新設又は既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (6) 作業実施に際し、現場の納まりや取り合わせ等のため位置又は作業方法を多少変え、それに伴う数量を幾分増減する等の軽微な変更については、監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。なお、この場合の請負金額の変更はないものとする。
- (7) 請負者は、作業写真撮影を実施すること。項目は、着手前、施工中、見え隠れ部分、完成、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また、写真は作業完了後A4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (8) その他不明な事項等は、その都度監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等は標準寸法であり、事前に必ず現地で採寸を実施した上で、作業をすること。
- (2) 本作業に必要な資材は全て新品とし、規格・品質等について監督官に承認を得てから使用するものとする。
- (3) 本作業で使用する材料については出荷証明書を提出すること。
- (4) 作業による発生材のうち、監督官が指示するもの（金属類の売却可能品）については官側に引き継ぐものとし、調書を添えて指示された場所に搬入集積する。その他の発生材については関係法規に準じて請負者の責任において適正に処分すること。
- (5) 施工完了後、作動点検を行い異常がないことを確認すること。

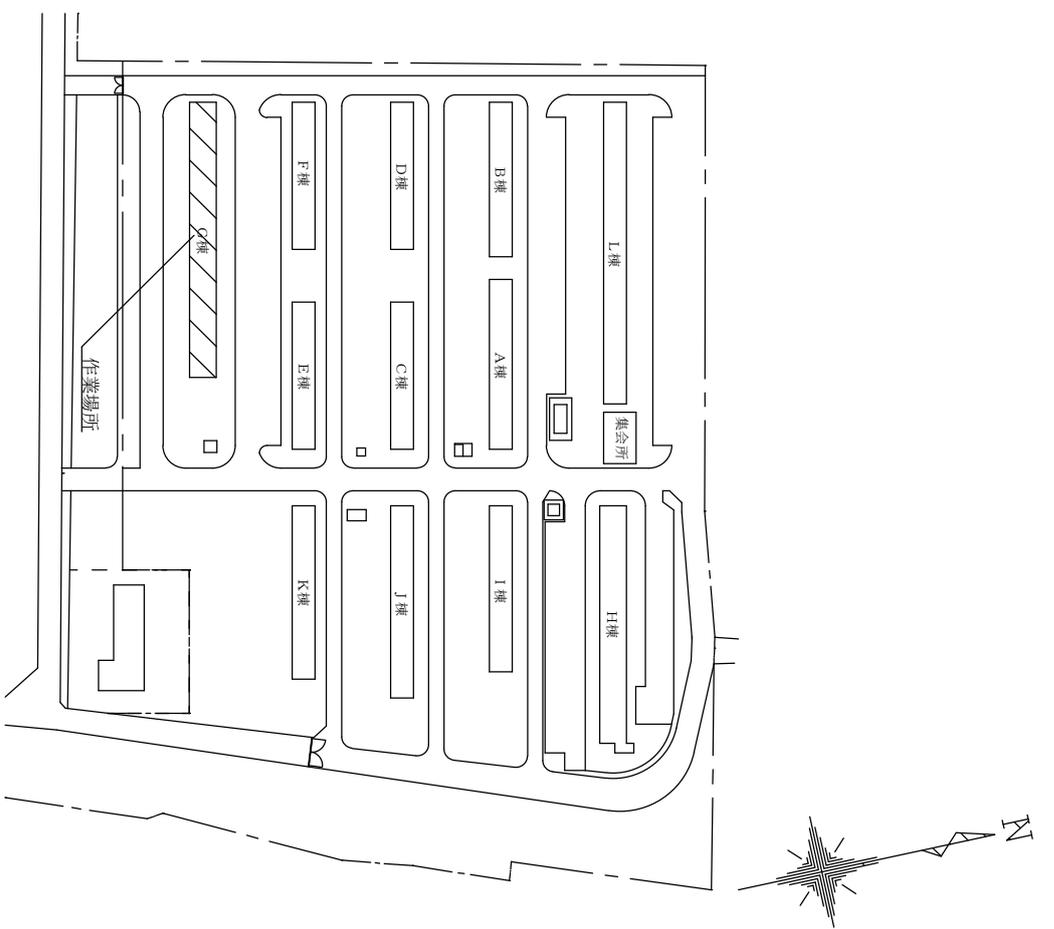
工事名称	大久保(6)大久保宿舍G棟給湯設備取替	図面番号	1/4
図面名称	仕様書	縮尺	—
大久保駐屯地業務隊管理科営繕班		作成日	6.4.23

- 7 提出書類
監督官が指定する様式に基づき提出する。
- 8 完成検査
本作業の完成検査は、検査官が実施する。手直しが生じた場合、手直し完了後再度検査を実施する。なお、各提出書類の書類検査合格をもって完了とする。

工事名称	大久保(6)大久保宿舍G棟給湯設備取替	図面番号	2/4
図面名称	仕様書	縮尺	—
大久保駐屯地業務隊管理科営繕班		作成日	6.4.23



案内図 S=1/60,000



配置図 S=1/2,000

工事名称	大久保(6)公務員宿舎G棟給湯設備取替	図面番号	3/4
図面名称	案内図・配置図	縮尺	—
大久保駐屯地業務隊管理科営繕班		作成日	6.4.23

